

日本仏教社会福祉学会会則

第一条（名称）本会は、日本仏教社会福祉学会（Japanese Association for Buddhist Social Welfare Studies）と称する。

第二条（事務局）本会の事務局は、代表理事の指定した地におく。

第三条（目的）本会は、仏教社会福祉に関する学術的研究及び仏教社会福祉事業の推進を目的とする。

第四条（事業）本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学術大会、講演会、研究会等の開催
- 2 仏教社会福祉関係の施設及びその従事者との連絡、発展普及のための事業
- 3 機関紙その他必要な刊行物の発行
- 4 その他、必要な事業

第五条（会員・会費）本会の会員は次の通りとし、所定の年会費を納めることとする。選挙権・被選挙権については別に定める。

- 1 個人会員 本会の趣旨に賛同する個人で、理事会の承認を経た者
 - 1-1 一般会員 年会費 8,000 円。
 - 1-2 学生会員 年会費 3,000 円。個人会員のうち、大学・大学院・専門学校等の教育機関に在学している者（本人の申請による。一般会員に変更可。なお、卒業または修了と同時に一般会員に移行する）。
 - 1-3 賛助会員 年会費 5,000 円。個人会員のうち、満 65 歳以上の者（本人の申請による。一般会員に変更可）。
 - 1-4 実践会員 年会費 5,000 円。個人会員のうち、仏教社会福祉を実践する者（本人の申請による。一般会員に変更可）。
- 2 団体会員 本会の事業促進のために助成をなす団体で、理事会の承認を経た者。年会費 30,000 円とする。
- 3 名誉会員 本会に功労のあった個人で、別に定める「名誉会員基準」を満たし、理事会の承認を経た者。名誉会員は会費の納入を要しない。

第六条（入会）本会に入会を希望する者は、申込書を本会事務局に提出し所定の会費を納めるものとする。

第七条（会員の権利）

- 1 会員は、本会刊行物の配布を受け、各種の会合に出席し、また年報及び大会において、その研究を発表することができる。但し、会費を前年度分まで納入していない者は、年報及び大会において、その研究を発表することが出来ず、刊行物の配布を受けられない。
- 2 選挙権・被選挙権については、理事選出規定において別に定める。

第八条（退会）退会を希望する者は、退会届を本会事務局に提出する。なお、退会の承認は退会届が提出された年度の年度末とし、過年度分の未納会費ならびに当該年度の会費を納めることとする。また、如何なる場合でも既納の会費は返還しない。会費を三年以上にわたって滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことがある。

第九条（役員）本会は次の役員をおく。

- 1 理事 若干名、うち一名を代表理事とする。なお、理事会に関する規定は別に定める。
- 2 監事 二名

第十条（役員を選出）理事及び監事は、別に定める選出規程に基づいて選出し、総会の承認を得る。代表理事は理事会の中から互選する。

第十一条（役員の任期）役員の任期を次の期間とする。

- 1 役員の任期は三年とする。但し再任は妨げない。就任の期日を四月一日とし、任期終了の期日は三月三十一日とする。但し、中途において就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 代表理事の任期は一期三年である。但し、再任の場合は連続二期六年までとする。また、通算で三期を上限とする。

第十二条（職務）代表理事は、本会を代表し会務を施行する。代表理事が事故あるときは、理事の一人が代行する。
監事は、会務及び会計の執行状況を監事する。

第十三条（委員）理事会は、委員を委嘱することができる。委員は、会務執行の促進を図る。

第十四条（事務職員）本会の事務局に事務職員をおく。

第十五条（総会）本会は毎年一回総会を開く。必要がある場合には臨時総会を開くことができる。

第十六条（決議）総会、理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第十七条（経費）本会の経費は、会費・寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第十八条（予算・決算）本会の予算及び決算は、理事会の議を経て、総会によって決定する。

第十九条（会計年度）本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日で終わるものとする。

第二十条（会則変更）会則の変更は、総会の議決によるものとする。

付則

- 1 この会則は、昭和四十一年十一月十一日より施行する。
- 2 この会則は、昭和四十五年十月十七日より施行する。
- 3 この会則は、昭和五十二年十月十五日より施行する。
- 4 この会則は、昭和六十二年四月一日より施行する。
- 5 この会則は、平成元年十月二十八日より施行する。
- 6 この会則は、平成十三年十二月一日より施行する。
- 7 この会則は、平成十六年九月十一日より施行する。
- 8 この会則は、平成十七年九月十日より施行する。
- 9 この会則は、平成十八年九月九日より施行する。
- 10 この会則は、平成二十八年十月一日より施行する。
- 11 この会則は、平成三十年九月二十九日より施行する。